令和3年11月から米子市の

「1歳6か月児健康診査」が変わります!

令和3年11月から米子市の1歳6か月児健康診査は**2段階方式(集団健診+個別健診)**に変更します。 身体測定と小児科診察は委託医療機関で個別健診として受診していただくことになります。

令和3年10月まで ①市から案内文、健康診査票等の書類が届く ②書類の必要事項を記入し、案内文に記載されて いる日時にふれあいの里に行く

集団健診

- 問診
- ・歯科診察、歯みがき体験(希望者のみフッ素塗布)
- 小児科診察
- 栄養、子育て相談



令和3年11月から

①市から案内文、集団健診用の健康診査票(複写式)等の書類 が届く

②書類の必要事項を記入し案内文に記載されている日時に ふれあいの里に行く

集団健診

- ・問診・歯科診察、歯みがき体験
- (希望者のみフッ素塗布)
- ・栄養、子育て相談

③集団健診で受け取った必要書類を持参し、予約をした実施 医療機関を受診する



【開始時期】

開始時期:令和3年11月17日(水)1歳6か月児健康診査(集団健診)後から実施します。 ※対象者には健康対策課から郵送でご案内します。

【実施場所】

- ①集団健診:米子市保健センター(ふれあいの里)
- ②個別健診:市内の1歳6か月児健康診査実施医療機関
- ※医療機関に事前予約の上、受診となります。
- (日程が近づきましたら、ホームページにも医療機関一覧を掲載いたします。)
- ※個別健診を先に受診することはできません。また、個別健診のみを受診することもできません。 必ず集団健診を受診してから個別健診を受診してください。